



政府、与党が二〇一四年度税制改正で、消費税の納税で中小事業者の事務負担を軽くする「簡易課税制度」の見直しを検討していることが三日分かった。納税額の算出方法を一部見直し、国庫に入るべき消費税の一部が事業者の手元に残る「益税」の縮小を目指す。益税が多いとされる金融保険業や不動産業を中心に実質的に負担増になる可能性が高い。

会計検査院は昨年、益税問題が消費税に対する国民の信頼性を損ねると指摘した。財務省は来年四月の消費税増税が確定したことを受け、制度改定に乗り出した。

国税庁によると、一一年度の簡易課税による申告件数は約百三十一万件で、消費税納税を申告した事業者全体の約四割に上る。負担増につながる可能性が強い今回の改定には、事業者側の反発が強まりそうだ。

消費税の納税額は、事業者が「売上高にかかる消費税」から「仕入れにかかる消費税」を差し引いて算出する。ただ、仕入れ高を集計するのは手間がかかるため、簡易課税では売上高の一定割合(みなし仕入れ率)を仕入れ高とみなし、納税額を簡単に計算できるようにした。

みなし仕入れ率は業種によって50～90%の五段階に設定されている。これを実際の仕入れ率が下回っている場合、簡易課税による納税額が通常の方法による納税額を下回り、その差額が益税となる。

財務省によると、不動産業や金融保険業などでは、みなし仕入れ率と実際の仕入れ率との隔たりが大きく、これらの業種を中心にみなし仕入れ率を引き下げて実態に近づけることを検討する。一般的にみなし仕入れ率を実際の仕入れ率に近づければ益税は減り、納税額は増える。

昨年八月に成立した消費税増税法でも、みなし仕入れ率の必要な見直しを行うと明記していた。

消費増税受け簡易課税見直しへ 来年度改正で政府・与党

政府、与党が2014年度税制改正で、消費税の納税で中小事業者の事務負担を軽くする「簡易課税制度」の見直しを検討していることが3日分かった。納税額の算出方法を一部見直し、国庫に入るべき消費税の一部が事業者の手元に残る「益税」の縮小を目指す。益税が多いとされる金融保険業や不動産業を中心に実質的に負担増になる可能性が高い。

会計検査院は昨年、益税問題が消費税に対する国民の信頼性を損ねると指摘した。財務省は来年4月の消費税増税が確定したことを受け、制度改定に乗り出した。(共同通信社)

消費税法基本通達 第7節 社会福祉事業等関係(一部抜粋)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/06/07.htm>

(社会福祉関係の非課税範囲)

6-7-5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。(平10課消2-9、平11課消2-8、平12課消2-10、平13課消1-5、平14課消1-12、平15課消1-13、平17課消1-60、平18課消1-11、平18課消1-43、平22課消1-9、平24課消1-7により改正)

(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当する資産の譲渡等は除かれることに留意する。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ロ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ハ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ニ 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設を経営する事業(障害者支援施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)
- ホ 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- ヘ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業(授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ロ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住宅型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ハ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業
- ニ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業(障害福祉

サービス事業(同法第5条第7項、第14項又は第15項に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)又は地域活動支援センターを経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。)

(注意) この色時の内容に注意。消費税の対象になります。

次の(生産活動等の意義)に詳しく記載あり。

- へ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ト 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- チ 生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- リ 生計困難者のために、無料又は低額な料金を診療を行う事業
- ヌ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ル 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- ロ 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービス(第一種社会福祉事業及びイ〜ルの事業において提供されるものに限る。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- ワ (1)及び(2)の事業に関する連絡又は助成を行う事業
- (3) 更生保護事業法第2条第1項《定義》に規定する更生保護事業

(生産活動等の意義)

6-7-6 法別表第一第7号口かっこ書《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する「生産活動」及び当該「生産活動」が行われる事業の意義は次のとおりである。(平12課消2-10により改正及び条変更(旧6-7-2)、平18課消1-43、平24課消1-7により改正)

- (1) 生産活動とは、(2)に掲げる事業において行われる身体上若しくは精神上又は世帯の事情等により、就業能力の限られている者(以下6-7-6において「要援護者」という。)の「自立」、「自活」及び「社会復帰」のための訓練、職業供与等の活動において行われる物品の販売、サービスの提供その他の資産の譲渡等をいう。

なお、(2)に掲げる事業では、このような生産活動のほか、要援護者に対する養護又は援護及び要援護者に対する給食又は入浴等の便宜供与等も行われているが、当該便宜供与等は生産活動には該当しないのであるから留意する。

- (2) 「生産活動」が行われる事業とは、要援護者に対して、就労又は技能の習得のために必要な訓練の提供や職業の供与等を行い、要援護者の自立を助長し、自活させることを目的とする次に掲げる施設を経営する事業及び障害者自立支援法第5条第7項、第14項又は第15項《定義》に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。

- イ 社会福祉法第2条第2項第4号又は第7号《定義》に規定する障害者支援施設又は授産施設

□ 社会福祉法第2条第3項第4号の2《定義》に規定する地域活動支援センター

(注) 上記事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において製作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は、法別表第一第7号ロかっこ書の規定により課税されることとなる。